

公正取引委員会の調査って何ですか？

平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられ2年以上経ちました。

それに伴い皆さんの周りで『取引先から値下げを要求された』、『値段の据え置きを依頼された』、『消費税が上がるので別のサービスを要求された』、等の話を聞いたことはありますか？
これらの行為は消費税転嫁拒否行為と言われ、公正取引委員会により取締りを受けます。

消費税転嫁拒否等の行為として規制対象となる事例

- 消費税引き上げ後も支払金額を同額にすることを要請
引き上げ前 税抜72,000円(税込75,600円)
⇒引き上げ後 税抜70,000円(税込75,600円)
- 消費税引き上げ後に価格の値引きを要請(例 2%値引を要請)
引き上げ前 税抜10,000円(税込10,500円)
⇒引き上げ後 税抜 9,800円(税込10,584円)
- 消費税引き上げの代わりに商品の購入やサービスの利用を依頼
自社の商品の追加購入依頼や協賛金の要請 等々
- 相手方に消費税を転嫁しない旨の表示をする
消費税はいただきません 消費税還元セール 消費税分を値引きします 等々

他にも色々ありますが主に禁止される行為として

- ① 減額 ② 買ったたき ③ 商品購入や利益提供の要請 ④ 本体価格での交渉拒否
- ⑤ 報復行為

があります。

税務署による税務調査と同じように、公正取引委員会が立入検査を行う事があります。検査日数は概ね2~3日かかる事が多いです。

基本的に立入検査の拒否は出来ませんのでご注意ください。